

第 5 回尼崎市都市計画審議会

議 案

平成 30 年 11 月 20 日

尼崎市都市計画審議会

第5回尼崎市都市計画審議会議案目録

番号	区 分	件 名	備 考	ページ
1	議 案 第 18 号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について		18－1

尼 都 計 第 4000 号
平成 30 年 11 月 20 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 18 号
阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、西昆陽 3 丁目 3 生産緑地地区ほか 9 地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
西昆陽 3 丁目 3 生産緑地地区	約 0.13ha	約 0.04ha の増
常吉 2 丁目 2 生産緑地地区	約 0.24ha	約 0.04ha の増
武庫之荘 6 丁目 4 生産緑地地区	約 0.11ha	約 0.03ha の減
水堂町 1 丁目 1 生産緑地地区	約 0.21ha	約 0.07ha の減
稲葉元町 2 丁目 4 生産緑地地区	約 0.10ha	約 0.03ha の増
大島 1 丁目 4 生産緑地地区	約 0.22ha	約 0.05ha の減
田能 3 丁目 3 生産緑地地区	約 1.17ha	約 0.02ha の減
田能 3 丁目 8 生産緑地地区	約 0.16ha	約 0.03ha の減
田能 5 丁目 6 生産緑地地区	約 0.69ha	約 0.19ha の減
田能 6 丁目 2 生産緑地地区	約 0.41ha	約 0.12ha の減

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地地区に常吉 1 丁目 3-1 生産緑地地区を追加する。

名 称	面 積	備 考
常吉 1 丁目 3-1 生産緑地地区	約 0.09ha	追加

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 3 都市計画生産緑地地区の西昆陽 2 丁目 1 生産緑地地区ほか 6 地区を廃止する。

名 称
西昆陽 2 丁目 1 生産緑地地区
武庫町 1 丁目 9 生産緑地地区
南武庫之荘 1 丁目 2 生産緑地地区
立花町 2 丁目 1 生産緑地地区
大西町 3 丁目 1 生産緑地地区
南塚口町 2 丁目 2 生産緑地地区
南塚口町 2 丁目 4 生産緑地地区

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市環境や防災に対する緑地の確保などの都市計画的観点から、残された宅地化農地を生産緑地地区に追加指定することにより市内農地の保全を図ることとして、申出のあった農地のうち指定基準を満たすものについて生産緑地地区に指定する。

また、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を起因として、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された地区は継続的な生産緑地の維持が不可能であるため、変更及び廃止を行う。

(参考) 今回変更地区の変更前後対照表

No	生産緑地地区の名称	変更内容	現在面積 ha (㎡)	増減 ha (㎡)	変更后面積 ha (㎡)	発生理由
1	西昆陽 2 丁目 1	地区の廃止	約 0.07 (657)	△ 約 0.07 (△657)	0	死亡、残存分を西 昆陽 3 丁目 3 へ 編入
	西昆陽 3 丁目 3	面積の増	約 0.09 (979)	約 0.04 (347)	約 0.13 (1,326)	西昆陽 2 丁目 1 残 存分を編入
2	常吉 1 丁目 3-1	地区の追加	0	約 0.09 (868)	約 0.09 (868)	追加
	常吉 2 丁目 2	面積の増	約 0.19 (1,978)	約 0.04 (432)	約 0.24 (2,410)	追加
3	武庫之荘 6 丁目 4	面積の減	約 0.14 (1,364)	△ 約 0.03 (△298)	約 0.11 (1,066)	故障
4	武庫町 1 丁目 9	地区の廃止	約 0.08 (794)	△ 約 0.08 (△794)	0	死亡
5	南武庫之荘 1 丁目 2	地区の廃止	約 0.05 (500)	△ 約 0.05 (△500)	0	死亡
6	水堂町 1 丁目 1	面積の減	約 0.28 (2,768)	△ 約 0.07 (△694)	約 0.21 (2,074)	死亡
7	稲葉元町 2 丁目 4	面積の増	約 0.07 (779)	約 0.03 (245)	約 0.10 (1,024)	追加
8	大島 1 丁目 4	面積の減	約 0.27 (2,653)	△ 約 0.05 (△479)	約 0.22 (2,174)	死亡
9	立花町 2 丁目 1	地区の廃止	約 0.08 (759)	△ 約 0.08 (△759)	0	死亡
10	大西町 3 丁目 1	地区の廃止	約 0.09 (928)	△ 約 0.09 (△928)	0	死亡
11	南塚口町 2 丁目 2	地区の廃止	約 0.12 (1,232)	△ 約 0.12 (△1,232)	0	死亡
	南塚口町 2 丁目 4	地区の廃止	約 0.07 (696)	△ 約 0.07 (△696)	0	死亡
12	田能 3 丁目 3	面積の減	約 1.19 (11,931)	△ 約 0.02 (△257)	約 1.17 (11,674)	死亡
	田能 3 丁目 8	面積の減	約 0.19 (1,879)	△ 約 0.03 (△304)	約 0.16 (1,575)	死亡
	田能 5 丁目 6	面積の減	約 0.88 (8,753)	△ 約 0.19 (△1,819)	約 0.69 (6,934)	死亡
13	田能 6 丁目 2	面積の減	約 0.53 (5,272)	△ 約 0.12 (△1,140)	約 0.41 (4,132)	死亡
			約 4.39 (43,922)	△ 約 0.87 (△8,665)	約 3.53 (35,257)	

変更する地区数(10 地区)・追加する地区数(1 地区)・廃止する地区数(7 地区)

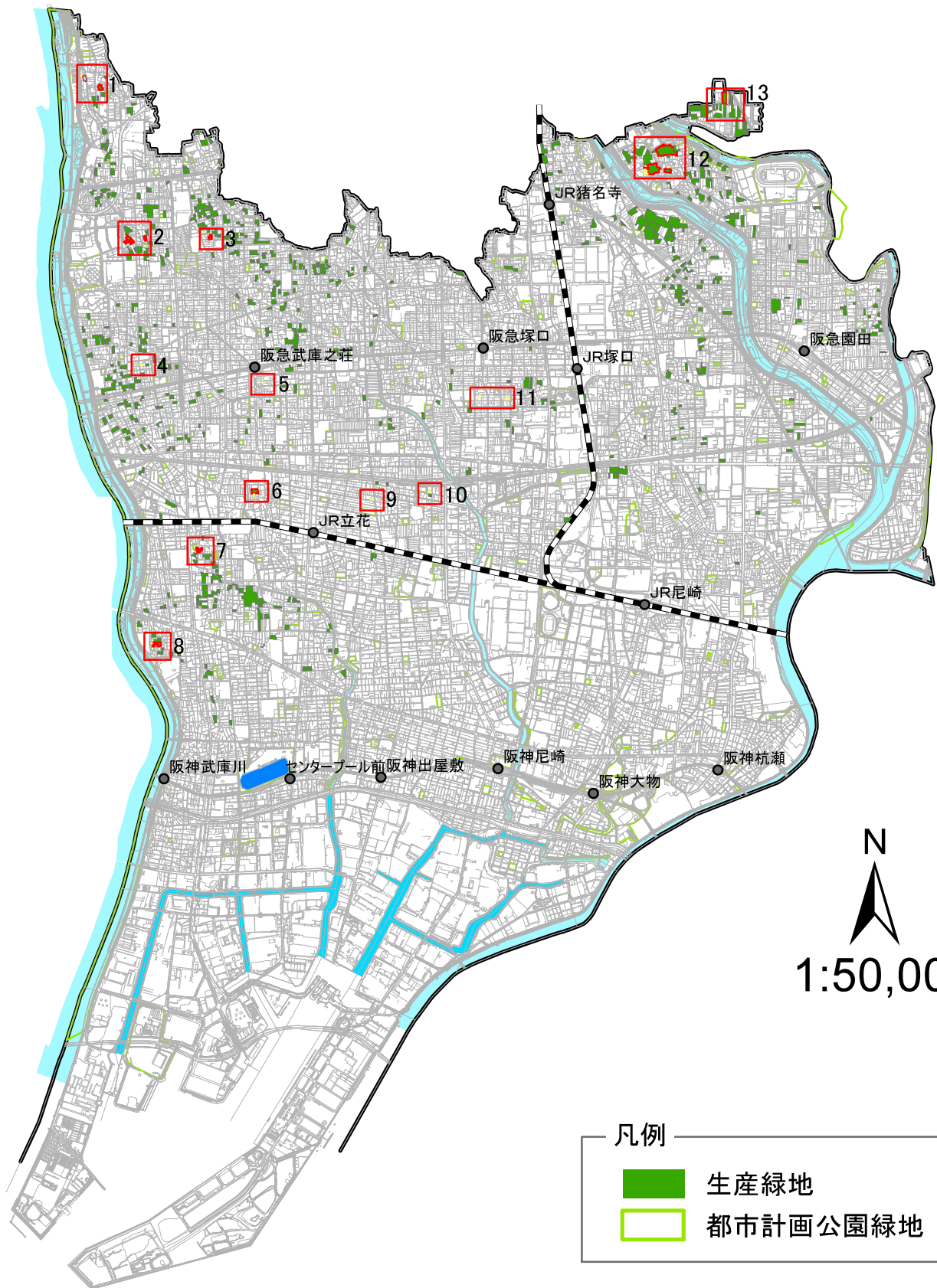
□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	512 地区	506 地区
総 面 積 (B)	約 74.6ha	約 73.7ha
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 88.8ha	※2 約 86.9ha
比 率 (B/A)	84.0%	84.8%

※1 平成 29 年 1 月 1 日現在の面積

※2 平成 30 年 1 月 1 日現在の面積

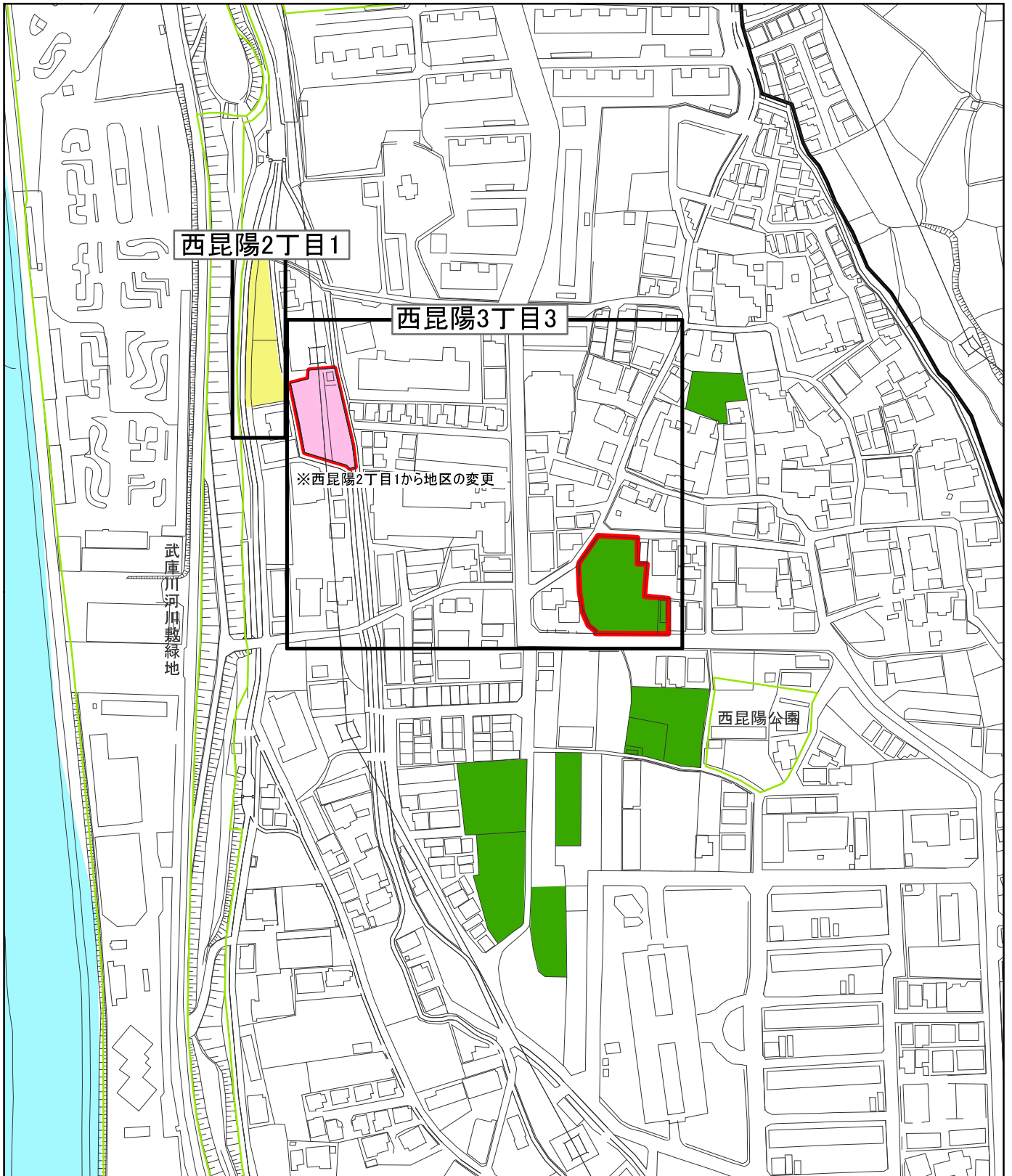
生産緑地地区変更位置図（平成30年度）



計画図1



N
1:2,500



計画図2

凡例

	変更後の区域
	廃止する区域
	追加区域
	地区変更区域
	生産緑地

N



1:2,500

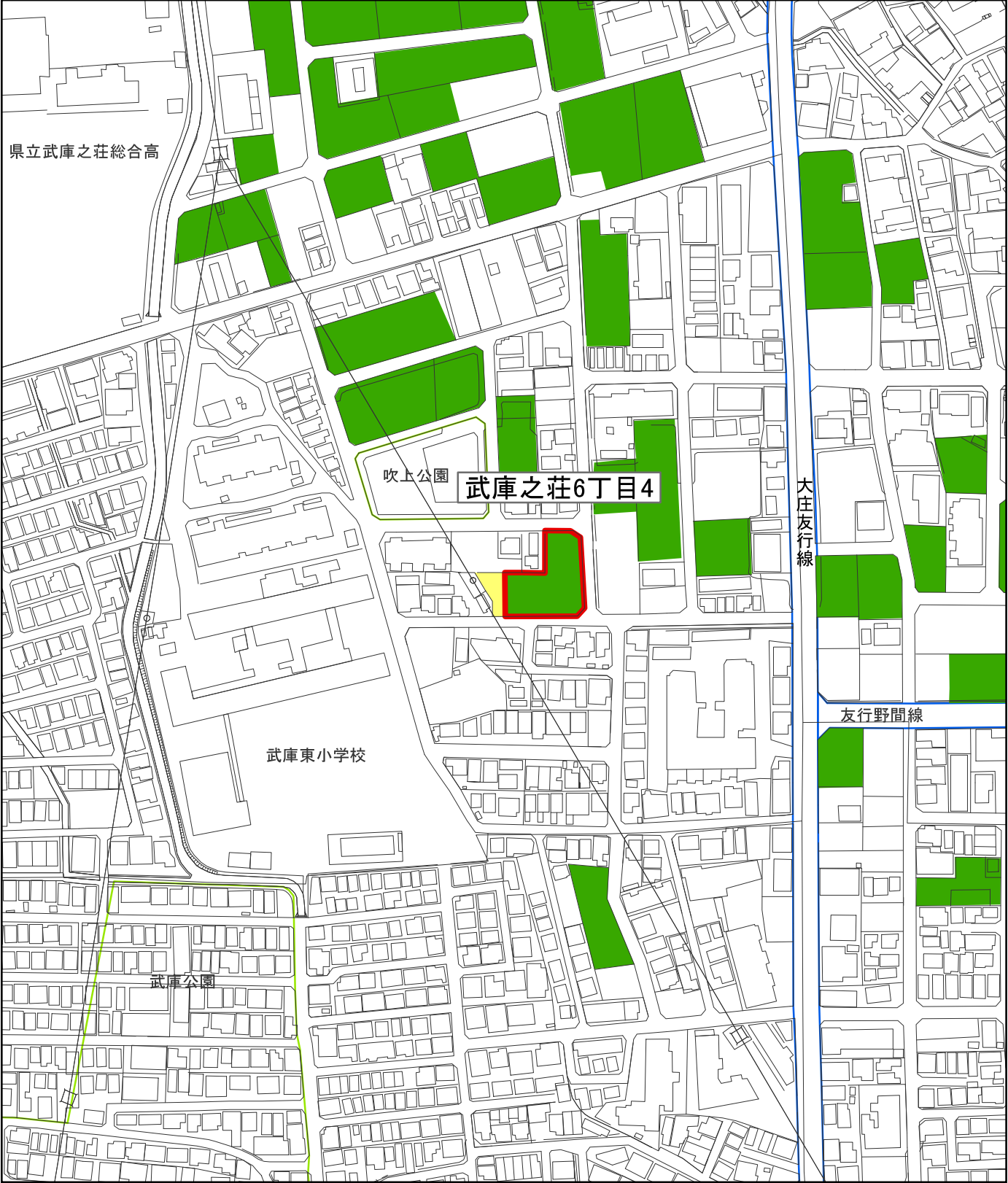


計画図3

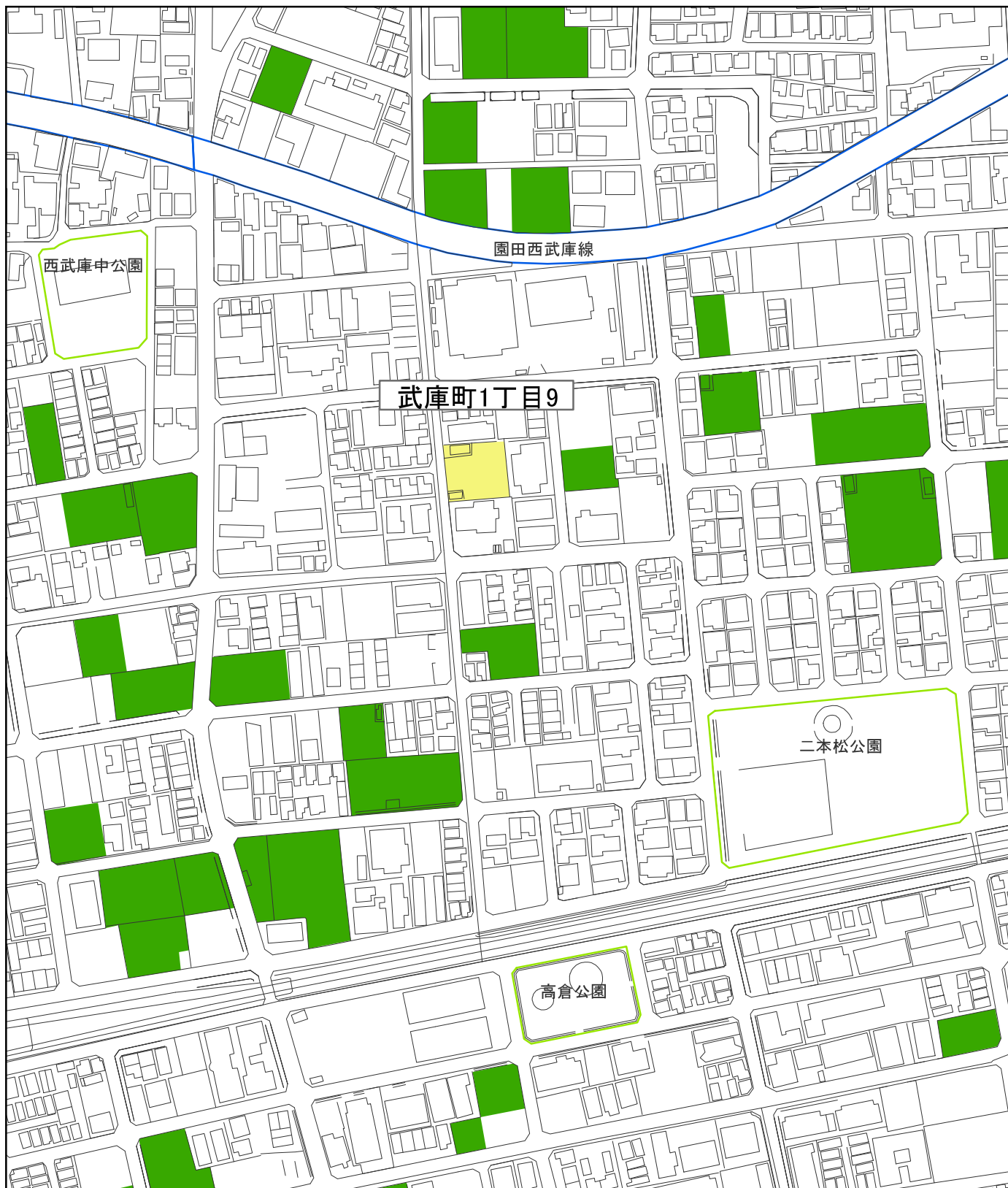
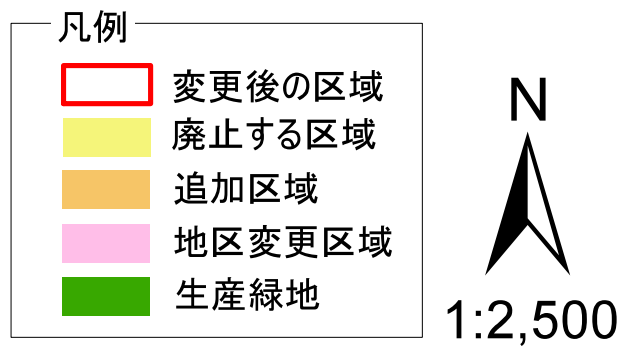
凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 地区変更区域
- 生産緑地

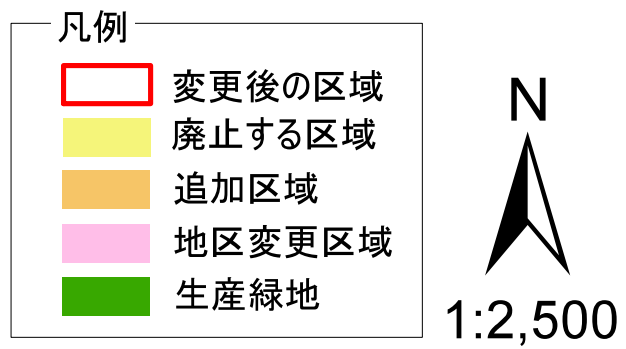
N
1:2,500



計画図4



計画図5



計画図6

凡例

変更後の区域

廃止する区域

追加区域

地区変更区域

生産緑地

N

1:2,500



計画図7

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 地区変更区域
- 生産緑地



1:2,500



計画図8

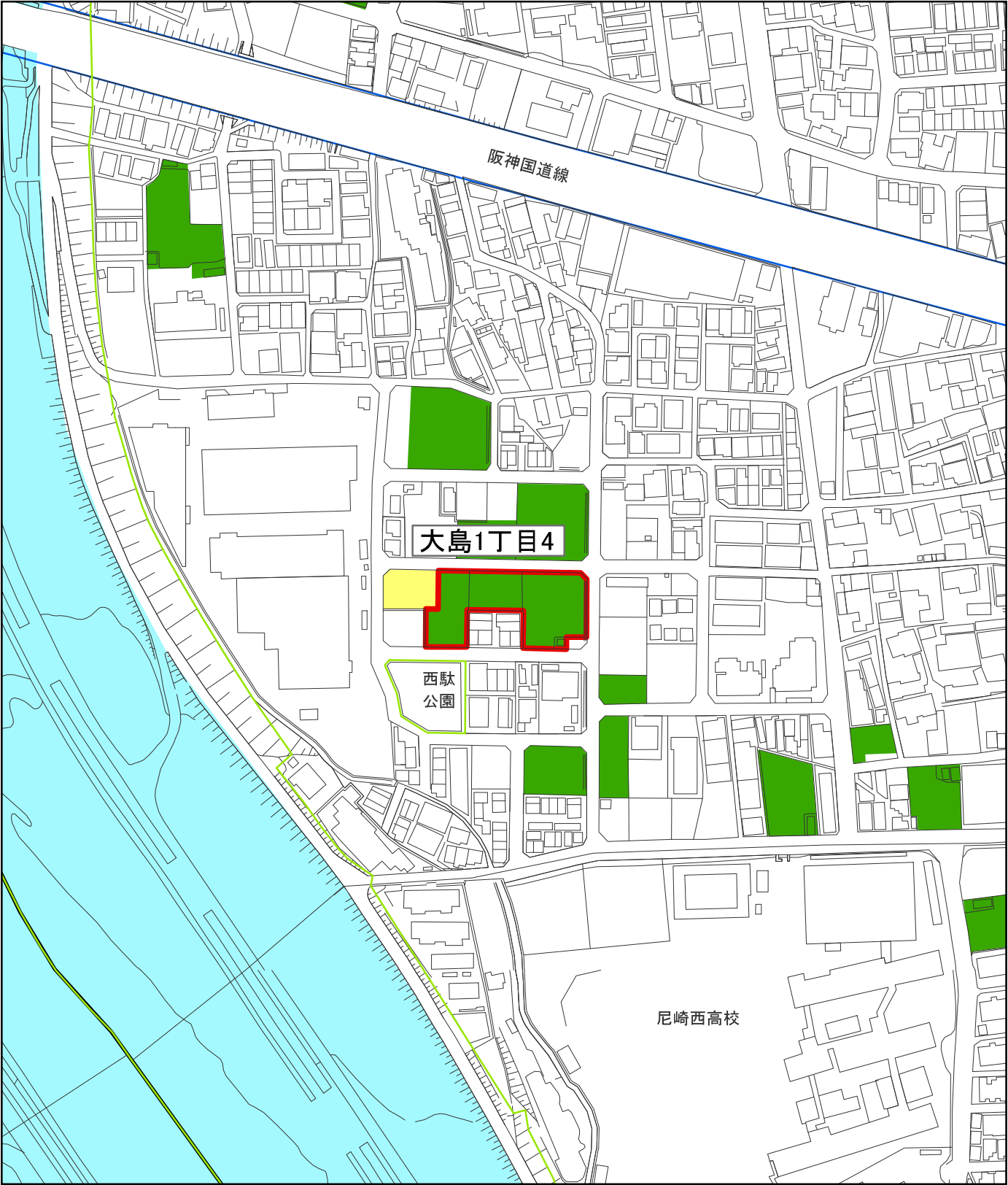
凡例

	変更後の区域
	廃止する区域
	追加区域
	地区変更区域
	生産緑地

N



1:2,500



計画図9

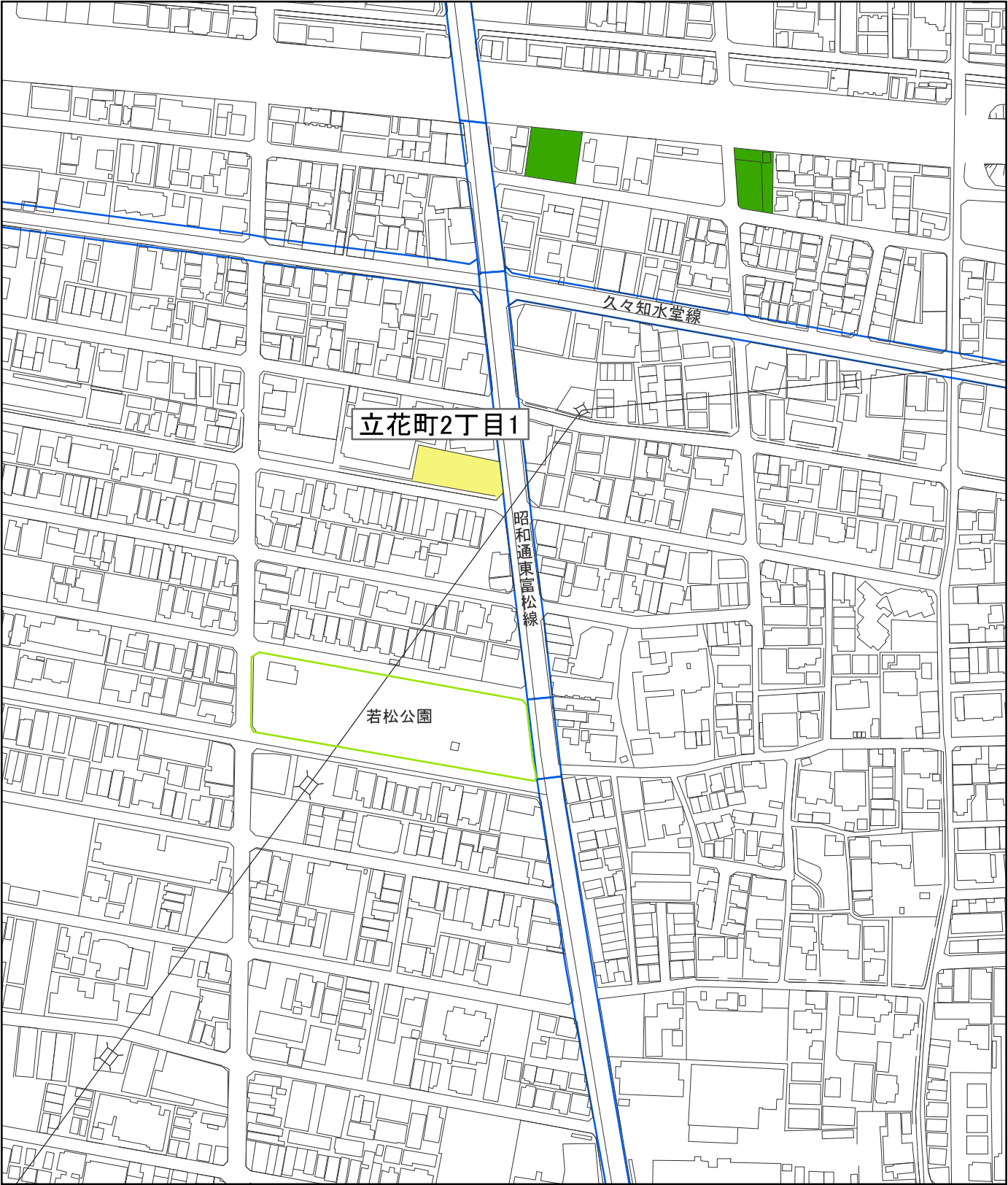
凡例

	変更後の区域
	廃止する区域
	追加区域
	地区変更区域
	生産緑地

N



1:2,500



計画図10

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 地区変更区域
- 生産緑地

N

1:2,500



計画図11

凡例

変更後の区域

廃止する区域

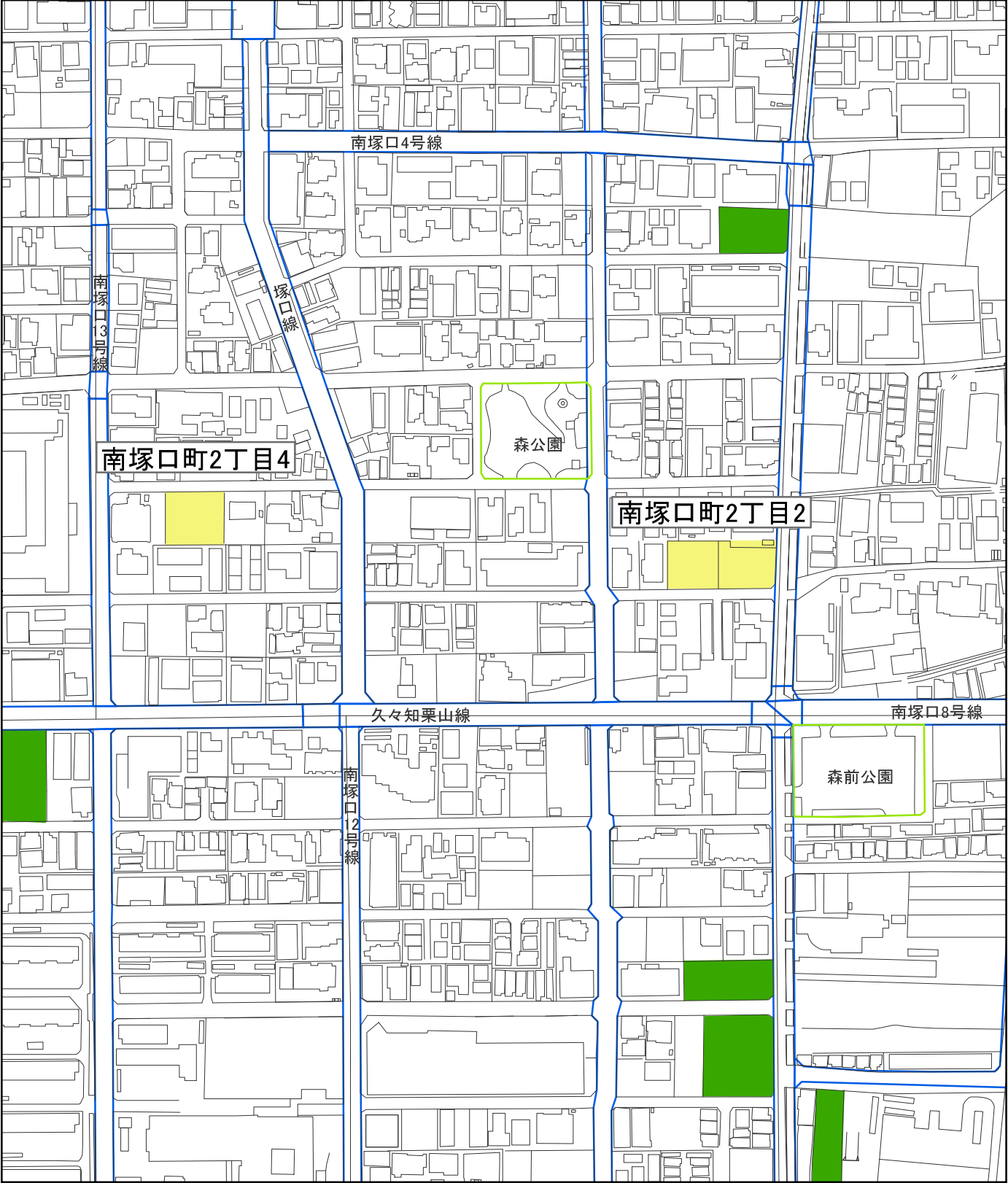
追加区域

地区変更区域

生産緑地

N

1:2,500



計画図12

凡例

変更後の区域

廃止する区域

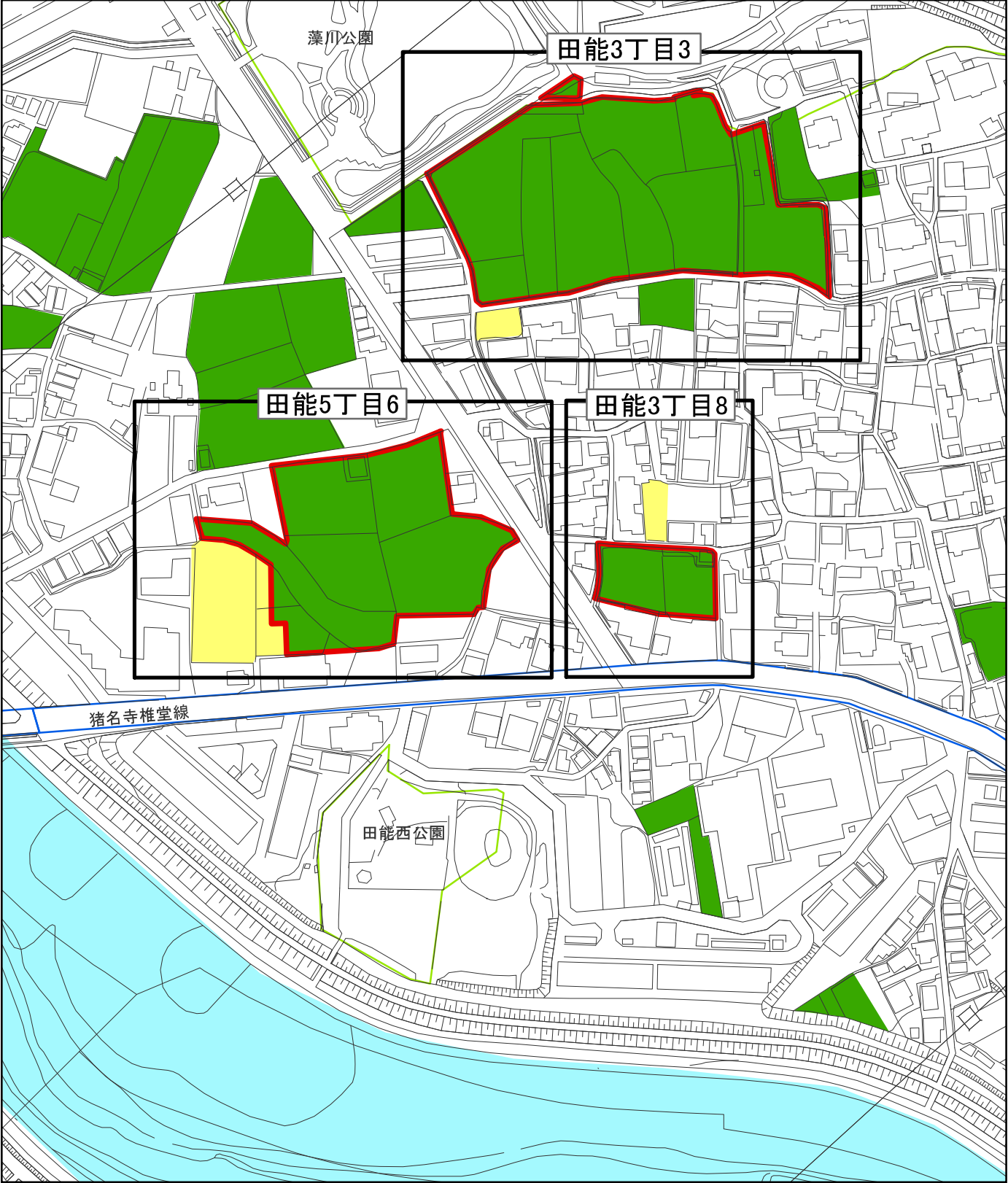
追加区域

地区変更区域

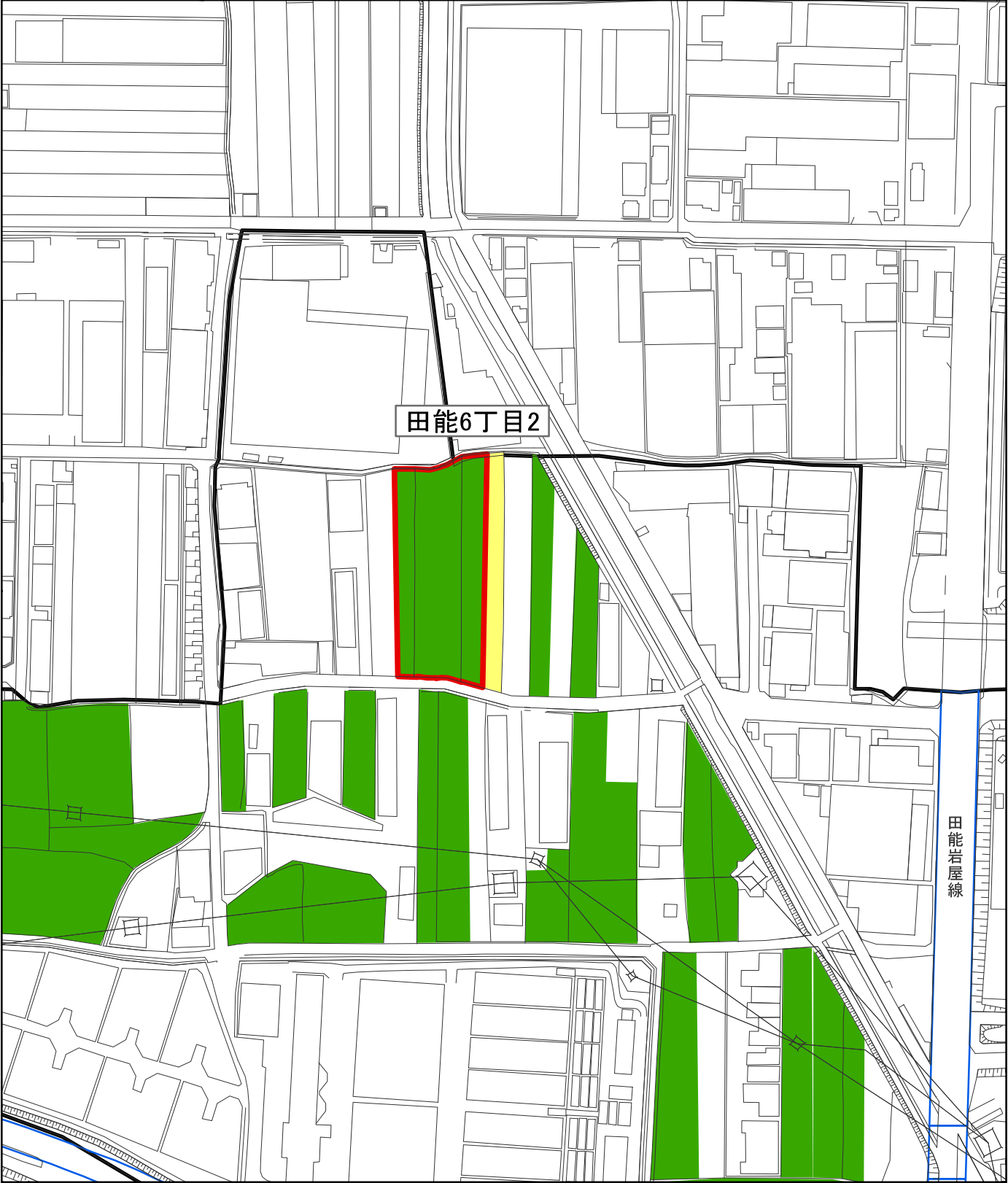
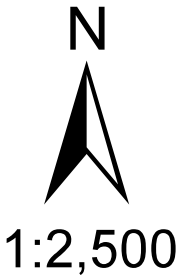
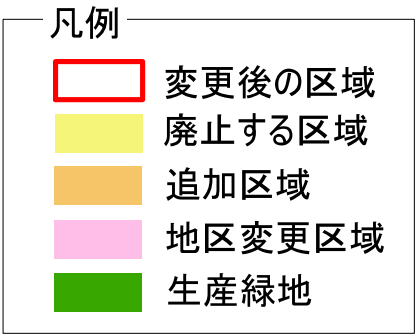
生産緑地

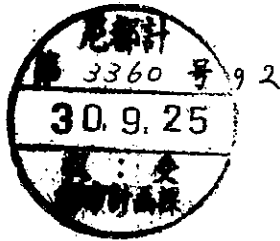
N

1:2,500



計画図13

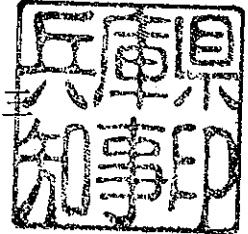




都計第 1247 号
平成 30 年 9 月 21 日

尼崎市長 稲村 和美 様

兵庫県知事 井戸 敏 三



阪神間都市計画生産緑地地区の変更（回答）

平成 30 年 9 月 19 日付け尼都計第 3360 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を行った旨通知願います。